

○公害関係規制について

■特定工場等又は要保全施設を有する工場等に係る騒音の規制基準

(単位：デシベル(A))

区域の区分		時間の区分		
		昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	第一種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び他の区域に属さない区域	60	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び勝目町・矢倉町・山之口町・上甕町の各一部	65	60	50
第4種区域	工業地域、工業専用地域及び久見崎町の一部	70	65	55

注) 時間の区分 / 朝:午前6時～午前8時 昼間:午前8時～午後7時 夕:午後7時～午後10時 夜間:午後10時～翌日午前6時

■特定工場等に係る振動の規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び平成26年10月9日以前の川内都市計画区域であって、第2種区域に属さない区域	60	55
第2種区域	①近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び勝目町・矢倉町・山之口町の各一部	65	60
	②工業地域、工業専用地域及び久見崎町の一部		

注) 1 都市計画用途地域は川内地域内の指定に限る。

2 時間の区分 / 昼間：午前8時～午後7時 夜間：午後7時～翌日午前8時

■悪臭防止法に基づく敷地境界における規制

単位：ppm

特定悪臭物質	川内地域		その他の地域
	A地域 (都市計画用途地域 ただし、港町及び湯島町の 都市計画用途地域は除く。)	B1地域 (左記以外の川内地域)	B2地域 (全域)
アンモニア	1		2
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
二硫化メチル		0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005		0.02
アセトアルデヒド	0.05		0.1
プロピオンアルデヒド	0.05		0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009		0.03
イソブチルアルデヒド	0.02		0.07
ノルマルパレルアルデヒド	0.009		0.02
イソパレルアルデヒド	0.003		0.006
イソブタノール	0.9		4
酢酸エチル	3		7
メチルイソブチルケトン	1		3
トルエン	10		30
スチレン	0.4		0.8
キシレン	1		2
プロピオン酸	0.03		0.07
ノルマル酪酸	0.001		0.002
ノルマル吉草酸	0.0009		0.002
イソ吉草酸	0.001		0.004